

平成24年8月10日
在チェコ日本国大使館

労働許可証の発給方針の変更について

労働許可証については、本年2月に労働社会省より発給要件を厳格化する旨の方針が発表され、申請者の学歴がチェコの教育制度のどの水準に相当するかの認証 (Nostrification) (以下「学歴認証」という。) が求められるようになるなど、取得手続きが煩瑣化かつ長期間化していたところですが、その運用改善について労働社会省に対し、チェコインベストとも協議しつつ当館から累次申入れを行った結果、今般、労働社会省から下記のような方針変更を労働事務所本部に指示したとの情報を得ましたので、お知らせします。

なお、新方針に沿った運用は近日中に実施される見込みですが、現場に十分浸透するまでには一定の時間がかかる可能性があること、また、新方針が実施されるまでになされた手続きについては、旧方針に沿って運用されるとの情報が併せてありましたのでご留意願います。

本件に関するご質問等については経済班の藤井 (fujii@japanembassy.cz) もしくは亀谷 (kameya@japanembassy.cz) にご連絡下さい。

記

1. 労働許可証更新時の学歴認証の免除

既に労働許可証を取得している者¹に対しては、各労働事務所は、労働事務所本部長の決定により、例外的に学歴認証を求めずに、労働許可証を発給することができる。

2. 労働許可証新規発給時の学歴認証の免除

労働許可証の新規発給時には、原則としてこれまで同様に学歴認証を求めるが、会社役員や管理職にある者²に対しては、各労働事務所は、労働事務所本部長の決定により、例外的に学歴認証の代わりに、チェコ又は外国の雇用主が、当該申請者が当地における職務遂行に必要な能力を有している旨の書簡を提出すれば足りるとすることができる。

3. 労働許可証有効期間の長期化

労働許可証の有効期間は原則として、大卒者は最長24ヶ月、高卒者は最長12ヶ月、中卒者は最長6ヶ月であるが、各労働事務所は、労働事務所本部長の決定により、例外的に学歴に関わらず最長24ヶ月有効の労働許可証を発給することができる。

¹ 学歴認証関連書類の未提出による暫定的労働許可証 (6ヶ月間有効) の保有者、自営業者及びマッサージ師、マニキュア師、ペディキュア師、コスメティシャン等の特定の専門職に従事している者を除く。

² チェコ政府が定める職業分類 (CZ-ISCO) のグループ1の該当者